

令和 8 年度 第 2 回静岡県環境審議会水循環保全部会 会議録

日時	令和 8 年 7 月 17 日（金）午後 2 時から午後 3 時 10 分
場所	静岡県庁 別館 7 階第 4 会議室 A
出席者 職・氏名	委員（敬称略）（6 名） 蔵治光一郎、今泉文寿、絹村敏美、谷幸則、藤川格司、山川陽祐 事務局（県側出席者）（4 名） くらし・環境部環境局水資源課 望月課長、密岡班長、亀澤主任、杉本主任
議題	(1) 富士川圏域流域水循環計画の策定について ・富士川圏域の現状及び課題
配布資料	・令和 8 年度第 2 回環境審議会水循環保全部会 次第 ・出席者名簿 ・座席表 ・富士川圏域流域水循環計画の策定【資料 1】

事務局 ただいまから、令和 8 年度第 2 回静岡県環境審議会水循環保全部会を開催します。本日司会を務めます、水資源課班長の密岡です。よろしくお願いします。

本日の部会は、委員 9 名中 6 名の方のご出席をいただいておりますので、静岡県環境審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、部会が成立していることをご報告します。

議事に移る前に、水資源課の望月課長より、本日のご挨拶を申し上げます。

望月課長 皆様、こんにちは。事務局を務めます、水資源課長の望月です。本日はご多忙のところ、また暑さも厳しい折、環境審議会水循環保全部会にご参加いただき、誠にありがとうございます。

昨年の夏は梅雨が短く、梅雨明けしてから雨が少ない状況でありました。そのため、大井川や天竜川流域では厳しい渇水となり、大井川は約 5 年ぶり、天竜川についても愛知県側の渇水が非常に厳しい状況でした。極端な雨の降り方や、全く降らない期間が長くなるなど、水循環に関しても厳しい状況になっていると認識しております。

前回 5 月 8 日に WEB 会議を通じまして、地下水保全条例の指定区域の変更についてご審議いただき、当初の予定通り、6 月 1 日より新たな区域で滞りなく条例に基づく業務を運用開始することができました。

本部会では、県として令和 6 年度から順次策定している流域水循環計画に対してご審議いただいておりますが、本日の部会では、策定 3 圏域目となる富士川圏域流域水循環計画についてご審議いただきます。流域水循環計画の策定にあたっては、極端な水循環の変化に向かいつつあることを意識して取り組んでいくことが必要と考えております。

委員の皆様にはそれぞれの専門的知見からご意見をいただくようお願い申し上げます。

事務局 ありがとうございました。ここからの議事進行については、蔵治部会長にお願いいたします。

蔵治部会長 ありがとうございます。お手元の資料の議事ですが、本日は「富士川圏域流域水循環計画の策定について」の1件です。まずは事務局から説明をいただいた後、それについて皆様からご意見をいただきたいと思います。この件は環境審議会から令和7年9月4日に付議されたもので、その後初めての審議となります。それではご説明をお願いします。

事務局 富士川圏域の現状と課題についてご説明いたします。資料1の富士川圏域流域水循環計画の策定をご覧ください。

富士川圏域流域水循環計画の策定について、まず1の要旨です。流域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るため、国の水循環基本計画及び静岡県水循環保全条例第1項に基づき、流域水循環計画を策定していきます。令和6年1月31日付で環境審議会から答申いただきました、計画の策定にあたっての基本的な考え方に沿い、一昨年度の浜名湖圏域、昨年度の太田川圏域に引き続き、今年度は富士川圏域において計画策定を進めます。

次に2の計画の策定目的です。富士川圏域では、国、県、市及び関係団体等が水循環に関する様々な課題に対して計画を策定し施策を実施しています。本計画の策定にあたっては、各主体が圏域の理念や将来像を共有し、連携すること、既存施策で未対応の課題を新たな取組につなげること、「流域総合水管理」の考え方にも留意しながら進めます。

3の計画策定の方針です。計画の構成については令和5年度の答申等に基づき、資料1に示す構成としています。

次に策定体制ですが、国、県、市で構成する「富士川圏域流域水循環協議会」を令和8年1月14日に設立し、こちらで計画案の検討や協議を実施していきます。当部会からの助言を反映しながら、検討を進めています。また令和8年3月には関係団体や住民に対しては、アンケートやパブリックコメント等の方法により意見を聞き、適宜計画に反映していきます。なお、このアンケートは3月に実施済みです。

それでは、本日の主題となります、富士川圏域の現状と課題です。富士川圏域は山梨県と長野県の県境付近に源を発する富士川の流域3,990km²のうち、静岡県内の720 km²であり、地下水が駿河湾へと流動する水文地質学的な範囲を一体としてとらえた範囲を指します。関係市は、静岡市、沼津市、富士宮市及び富士市の4市です。地表を流れる富士川は山梨県内で多くの支川を合わせながら富士宮市へ流入し、富士市と静岡市の境に延び、駿河湾に注いでいます。また、本圏域の東部には富士山と愛鷹山が存在し、その広大な森林は重要な水源涵養機能を有しており、この地下水による湧水地が数多く存在します。

縄文時代には、海面が現在より高く、東部の平野のほぼ全域が海の底にありましたが、海面の低下や隆起によって現在の地形となっています。現在も本圏域の南部では、海拔が低い土地が多いです。

富士山の地下水を由来とする湧水は、古くから様々な用途に利用されてきました。また、富士山及び白糸の滝が国指定名勝に指定されているほか、芝川水系を水源とする北山用水が世界かんがい施設遺産に登録されている等、富士山由来の水は地域の文化とも密接に関係しています。

この圏域の特徴等の状況を踏まえ、現状と課題を整理していきます。

(1) 富士川圏域の水循環の特徴についてです。本圏域の水循環は、山梨県から流入する富士川と富士山南西麓及び愛鷹山の山麓の森林によって涵養される豊富な地下水及びこの湧水を水源とする河川が大きく関与しています。本圏域は、地下水涵養量が他圏域と比較して多く、他圏域に比べて水循環流動量と地下水揚水量が多いという特徴があります。

表1に各圏域の地下水水循環流動量と地下水揚水量を示しています。

次に(2) 富士川圏域の策定についてです。本圏域の策定は浜名湖圏域と太田川圏域に続き、3圏

域目となります。策定順については、水循環保全条例第 15 条第 2 項では、健全な水循環保全を図る緊急性が高いと認められる流域から定めることとしており、令和 5 年度に本部会の審議を経て決定しました。策定の決定のための緊急性の評価について、振り返りますと、表 2 の各圏域共通項目の定量的評価では、富士川圏域は他の圏域と比較して、水質、水量の分類において評価点が低く、本圏域の緊急性に大きく影響を与えております。また、表 3 は表 2 の定量的評価で評価できない課題を表していますが、水利用による河川流量の減水や国指定名勝である富士山・白糸の滝の保全を圏域固有の課題として評価した結果、表 4 で示すとおり、富士川圏域の緊急性は 8 圏域中 3 番目という結果となりました。

次に、(3) 関係団体のアンケートを踏まえての課題把握についてです。令和 8 年 3 月 13 日付で関係団体へアンケートを実施し、富士川圏域における活動状況、圏域の課題、圏域の水循環について重要だと考える項目を調査しました。アンケート結果は、付属資料 4 にまとめていますので、ご覧ください。スライド 4 で、関係団体が課題に感じている内容をまとめています。結果を見ますと、①の「河川の水質が維持・改善されること」を選択した回答者が最も多く、次に⑦の「気候変動に伴い激甚化している水害等の被害が軽減されること」が多い結果となりました。また、スライド 5 では、圏域の水循環について重要だと考える項目について、結果をまとめています。結果としましては、②「地下水の水質が良好である」の点数が最も高く、次に高い点数となっている項目は、①「河川や海の水質が良好である」と④「水の利用や動植物の生息に必要な量の地下水が保全されている」となりました。②と④は地下水に関する項目であり、地下水に関する項目はいずれも高い点数が付いていることから、富士川圏域で活動している団体は地下水について重要と考えている、または意識しているという傾向が高いと思われます。

今後、富士川圏域流域水循環計画の理念や目指すべき健全な水循環の姿を検討していきますが、アンケート結果及び本日の審議結果を踏まえて検討していきたいと考えております。なお、圏域の理念と将来目指すべき健全な水循環の姿は次回の流域水循環協議会にて協議後、次回の水循環保全部会で改めて示したいと思えます。また、スライド 5 の設問は、5 年後の中間評価や 10 年後の評価の際にも実施し、5 年や 10 年の間での市民のニーズの変化や圏域の水循環に関しての感じ方の変化をモニタリングする一つの指標としていければと考えています。

資料 1 に戻りまして、(4) 各分類における現状・課題の整理です。なお、付属資料 3 に計画書の原案を添付しており、計画書の原案の中で現状・課題については p26 以降に記載しております。また、付属資料 9 は、資料 1 に挙げた現状・課題がどのように健全な水循環の保全に寄与すると考えたかを補足的にまとめた資料となります。付属資料 3 の計画書の原案については、現時点案のため、修正すべき点や不足点が数多くありますが、これらを参照しながらご確認いただければと思います。

まず、①水質に関する現状・課題についてです。本圏域の愛鷹、富士山南西麓地域は、流域の重要な水源涵養域です。本圏域の特徴である湧水・地下水の水質を保全するため、本圏域の森林が有する水源涵養機能を保全する必要があります。

次に、本圏域の河川では 11 の環境基準点がありますが、環境基準点での BOD の水質基準は概ね良好であり、この水質を維持する必要があります。

一方、海域では、COD の水質基準を達成していない環境基準点が増加傾向にあります。そのため、今後も、水質の監視を適切に実施していく必要があります。

また、地下水について、塩水化していない観測井の割合は図 3 の左図のとおり、少しずつ増加傾向にあり、右図に示すとおり、塩水化している観測井でも塩化物イオン濃度が徐々に減少しています。この図で示したとおり、地下水の塩水化は収束しつつありますが、引き続き地下水の塩水化の監視

といった対策が必要です。

次に、②水量に関する現状・課題についてです。冒頭で説明したとおり、本圏域では地下水量、利用量がともに多いという特徴があります。地下水利用量が多い一つの例として、図4に示すとおり沼津市や富士市の水道水はほぼ自己水源の地下水を水源としています。富士宮市についても、水道水源の約半分は地下水となっています。

①水質に関する現状・課題において、地下水の塩水化が収束しつつあることを説明しましたが、過去に発生した地下水の塩水化が再度起こらず、表流水にも障害が生じないようバランスを考えた水の利用と保全の両立を考える必要があります。

次に、芝川においては、水力発電施設により水が取水されることで、6箇所水力発電所では取水口から放水口までの区間で河川流量が著しく減少している区間があり、渇水期にはほとんど水が流れていない指摘がされています。このため、河川環境の現状確認を行うとともに、その情報を共有し、関係者間で芝川の水利用の対応を検討する必要があります。また、富士川においては、令和5年に山梨県を含む富士川全川における維持流量を設定しました。しかし、山梨県域に設置されている塩之沢堰、十島堰で発電のために取水がされていますが、富士川に戻されることなく駿河湾に直接流されていることもあり、十島堰から芝川に合流するまでの区間において設定した維持流量を著しく確保できていない状態となります。そのため、流量確保に向けた関係者間での調整が必要となっています。

③災害・治水に関する現状・課題についてです。地球規模の気候変動により、近年水害が激甚化・頻発化しています。本圏域においても、直近10年間の日雨量100mm以上の降雨の平均年間発生回数が40年前の10年間と比べ、富士では約1.4倍、白糸では約1.2倍に増加し、浸水被害が頻発しています。このため、本圏域では、富士川水系流域治水プロジェクトとして流域の治水対策の全体像をとりまとめ、特に浸水被害が頻発する地区では、個別の水災害対策プランを策定しました。これらに基づき、流域に係るあらゆる関係者が連携して災害対策を行う必要があります。

また、台風や洪水時等の豪雨の際には、大量の流草木が発生・流出し、最終的に下流の海域で漁船の営業等に被害を与える可能性があります。また、流草木が土砂とともに家屋や道路に流出する、橋脚に引っ掛かり河道を閉塞して氾濫を引き起こす等、様々な被害の要因となるおそれがあります。そのため、発生時には、発生状況を把握するとともに、関係部局間で連携する必要があります。

本圏域の象徴でもある富士山において、富士山麓には大沢崩れをはじめとした、普段は水がない水無川が多く存在しています。これらの溪流では、融雪期や降雨期に度々土石流やフラッシュ雪崩が発生し、田畑や家屋等に被害を与える、潤井川の河床上昇や田子の浦港への土石流を引き起こす等、沿川住民は甚大な被害を被ってきました。そのため、流域治水の一環として、国土交通省直轄事業として富士砂防事務所が砂防施設整備事業を行い、国有林野内においては林野庁が直轄治山事業を行う治山施設を設置することで、人的・物的被害を最小化していきます。

また、田子の浦港では、河川から流入する土砂が堆積することから、継続的に堆積土砂の除去を行っています。これら治山事業や砂防事業、港での浚渫を継続して実施する必要があります。

④の自然環境に関する現状・課題についてです。富士川圏域には、富士山麓を中心に森林が分布していて、圏域の約59%が森林です。本地域は、富士山、愛鷹山の比較的緩やかな山麓が広がる地形であり、木材生産に恵まれた地形条件となっています。人工林面積の83%が林齢61年生以上と林齢構成の偏りがあり、森林資源の循環利用に向けて、平準化を図る必要があります。また、先ほども説明しましたが、本圏域の特徴である豊富な地下水を維持するため、水源涵養機能を発揮させることが重要である他、土砂災害防止機能や生物多様性保全機能の発揮も重視する必要があります。

森林の再造林や更新を促進し、多様性のある豊かな森林に向けた整備保全に取り組むことで、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮が必要です。

本圏域では、富士山の伏流水が多くの場所で湧出していますが、伏流水・湧水の湧出により多くの湧水群や湿地が分布しています。富士市には浮島沼があり、富士宮市には環境省の「日本の重要湿地 500」に選定された猪之頭湧水群、小田貫湿原が存在しています。富士宮市では、「富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例」にて自然環境の保全のため必要と認める湧水池を、保存湧水池として指定し保護しています。

富士川においては、堰や床固め工といった河川横断施設が存在していますが、河川内に生息する魚類が遡上降下しやすい川づくりのため、河川横断施設による生物の生息環境の連続性への影響を低減させるよう配慮が必要です。また、富士川では、流れる箇所によって河川環境が異なり、それぞれの場所に適応した生物が生息しています。

例えば、十島堰から雁堤上流では、規模の小さい礫河原が存在し、カワラハハコ等の植物が生育・繁殖し、イカルチドリやコアジサシ等の鳥類が生息・繁殖しています。一方、アレチウリ、オオカワヂシャ等の特定外来生物やハリエンジュといった外来生物が生育・繁殖しており、在来生物の生息・生育・繁殖環境への影響が懸念されています。

良好な自然環境の維持を図るために、河川環境の実態を把握し、河川の作用による変化に応じて順応的な管理を行う必要があります。

次に、⑤暮らしに関する現状・課題についてです。

富士宮市を流れる北山用水は江戸時代初期に建設された芝川を水源とする総延長約 10km の用水路であり、2023 年に世界かんがい施設遺産に登録されました。北山用水の運営管理のため、北山用水運営協力委員会は北山用水の見回り作業や水利調整、年 2 回北山用水を止水し、地域住民とともに草刈りやごみ清掃作業などを実施していますが、北山用水のほとんどは山間部を貫いて流下しているため、用水路内に木の枝や葉が流れ込み、水門等に溜まることが多く、労力を要しています。今後も施設を適切に維持するため、保全に係る地域住民の意識を醸成する必要があります。

本圏域の水循環に大きく関係する富士山によって育まれる水は、水に関する地域特有の文化や風習を育んできました。また、富士山の伏流水が湧出することで滝を形成している白糸の滝は、本圏域の特徴を象徴的に表しています。富士山は特別名勝に、白糸の滝は名勝及び天然記念物に指定されており、地域特有の文化や価値観を継承するため、水環境の維持・保全が必要です。

本圏域の海域では、しらすやくらえびといった魚介類が獲れ、また、内水面では富士山の湧水を利用したニジマスの養殖が行われています。令和 5 年の静岡県のカマス収穫量は 1,147t で、日本一となっています。本圏域が有している多様な水産資源を保全するために、実態把握のため、情報収集をする必要があります。

最後のページになります、計画策定のスケジュールですが、本日の現状・課題の審議結果を協議会にフィードバックしながら 8 月頃までに圏域の理念・目標、施策・指標の検討に入ります。9 月から 10 月頃に再びこの水循環保全部会において審議いただき、パブリックコメント等の過程を経て計画案を作成し、12 月までに取りまとめたうえで、今年度中に計画を決定するよう進めたいと考えております。以上で、富士川圏域の現状・課題についての説明を終わります。

蔵治部会長 たくさんの資料の説明ありがとうございました。今から皆さんのご意見を伺いますが、最後の説明にあったスケジュールに関して伺いたいと思います。付属資料2にある令和7年度環境審議会で示されたスケジュールと比べるとスケジュールが遅れているように思われ、それについて説明いただけますでしょうか。

事務局 昨年の9月に環境審議会の方で提出したスケジュールでは、昨年のその諮問をかけた際に、富士川圏域の流域水循環協議会を設立している予定でしたが、協議会の設立にあたって、協議会委員に実際に誰に入っていただくかの調整でかなり時間を要し、その後の予定が遅くなったという状況です。実際に、一番初めの協議会を9月に行う予定でしたが、令和8年の1月までずれ込んだという状況です。

蔵治部会長 それだけではなくて、その後のスケジュールについてもだいぶ違っているようです。例えば、協議会設立後にアンケートを取るというところの時間のかかり方も長いです。その結果、最後の方にだいぶしわ寄せがきているようにも見えなくもないです。

事務局 はい、そのとおりでございます。実際に富士川圏域の流域水循環協議会を1月に設立しまして、その後協議会の中の幹事会等を通して現状課題等を協議しますが、内部的な事情により、計画を作る上での委託等の問題もあり、結局1回目の幹事会にかかる時期が昨年度中ではなく、年度をまたいだ5月に実施せざるを得なくなり、アンケートについても元々の計画では10月頃に実施する予定だったのが、実際には3月頃の実施となりました。

蔵治部会長 ありがとうございます。水循環保全部会としては、タイトなスケジュールで会議を行い、環境審議会に1月に答申するというスケジュールに間に合わせなければならないという理解をいたしました。それでよろしいでしょうか。

事務局 はい。大変申し訳ございませんが、ご協力いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

蔵治部会長 はい、分かりました。ありがとうございます。本日は、現状と課題ということを中心に、今の説明および付属資料3の現状の案について、漏れがないか、あるいはこれは正しくないのではないかなというようなご意見を、あるいはもっと根本的なご意見でも結構ですので、委員の皆さんからいただきたいと思います。この後2ヶ月後に今度は幹事会の方から施策および指標の案が出てくるといことなので、その前の段階の、現状および課題の意見出しになるかと思いますのでよろしくお願いいたします。そうしましたら、会場の方でもWebの方でも構いませんので、ただいまの説明の全て、目的・方針も含めて、特に現状と課題について、具体的な細かいご指摘でも構いませんので、ご指摘いただければと思います。いかがでしょうか。

絹村委員 確認ですが、資料1「②水量に関する現状・課題 イ」の芝川の水力発電施設で、河川流量が著しく減少している区間があるということですが、具体的にこの区間は分かっているのでしょうか。

事務局 6箇所については、もちろん具体的な水力発電所は分かっていますが、具体的にどの辺りの区間が減ってるかまではまだ調査がされていない状態です。

絹村委員 もし、流量が減少している区間の調整をするとなると、発電量を減らす等の調整になるかと思ひます。また、発電量を減らすとなると一方的な話かと思ひますが、維持流量が決まってる区間ではないので、表現の仕方の整理をしていただきたいと思ひます。

それから、資料1「②水量に関する現状・課題 ウ」ですが、富士川本川の維持流量が不足している地点があるという話は国土交通省から聞いておりますが、不足している地点は山梨県の部分であり、静岡県の部分は、減っていなかったと記憶しています。これに対して、富士川全体としてのメッ

セージとして何か出すのか、山梨県側に対してどのような考えでこれを挙げたのか、それともこの減少によって静岡県側も水利調整が必要になることが想定されるので、これに対する対応を静岡県側も考えなきゃいけないというような意味合いで考えられたのか教えていただきたいです。

事務局 はい。まず富士川の維持流量に対して流量が足りていないことについてです。付属資料3の表3.8は、国土交通省の方からいただいた資料にはなりますが、今回文書で書かせていただいているのは、富士川の河川区分Cで、十島堰から静岡県内の芝川の合流地点というところになります。この区間で、維持流量が表3.8で示しているような数値が設定されているということです。実際に維持流量が不足している地点が山梨県の地点なのかは確認をさせていただきたいと思います。

課題として維持流量が確保できていない点を載せたのは、以前から富士川の水が足りないという話がある中で、維持流量を実際に国が設定をし、それに対してこれからその現状の解決に向けてやっていくというところで、水が足りなかったけれども維持流量が設定されて、それに向けてこれから国が動き出していきますというところをまずは伝えたかったというところなんです。

事務局 補足ですが、この「維持流量の確保に取り組む」というところですが、ここについては基本的に絹村委員のおっしゃるとおり、山梨側で取って直接駿河湾に流している部分がありますので、そういったところで河川管理者である国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所が今後この維持流量確保に向けて関係者と調整をとる段階でございます。

蔵治部会長 はい。では、他にございますか。

今泉委員 地下水や湧水について、資料1 p2の「広大な森林は本圏域において重要な水源涵養機能を有しており、この地下水による湧水が数多く存在している」について、富士山の周辺で湧水が多いことは確かですが、森林に依存しているのか疑問に思います。富士川流域は、特に森林率が他の流域と比べて高いわけではないと思います。しかし、湧水が多く、地下水が多いということは、地質的な要因が大きく関わってるかと考えます。具体的には、富士山に堆積するスコリアの浸透率が高い等が影響しているのではないのでしょうか。森林が水源涵養機能を有し、そのおかげで湧水とか地下水が多いと表現することは書きすぎかと思います。

同じような視点で、資料1 p7の「本圏域の特徴である豊富な地下水を維持するため、水源涵養機能を発揮させることが重要である」について、森林を大切にされた方がいいことは確かで、この試みを否定するわけではないですが、地下水がこの圏域で多いことを森林が多いからだとするのは少し言い過ぎかと思います。

その一方で、駿河湾に近い沼川やその辺りの比較的小さな溪流では、洪水が過去にも繰り返し起きておりまして、洪水を防ぐという意味では森林が持つ洪水抑止機能が重要なかと考えます。そのため、むしろそういった面を強調された方がいいと感じております。

資料1 p7に大沢崩れについての記載があり、「富士山麓には大沢崩れをはじめ普段は水がない沢」と書かれていますが、富士山の大沢崩れは富士山麓ではなくて富士山の高標高域にあります。なので、「山麓」と書くと語弊があると考えます。また、大沢崩れを「沢」って言ってしまってもいいかについては、大沢崩れから流れ出しているのが潤井川の上流の大沢川です。「沢」として表現する場合は「大沢川」、大沢崩れを含めて書く場合は「大沢崩れを流域内に有する大沢川」と表現する等、別の表現をした方がいいのではないかと感じました。以上です。

事務局 ありがとうございます。文章の表現については、計画の文章について細かく見ていく必要があると思いました。

蔵治部会長 はい。それでは、オンライン参加の皆様、ご意見があればお願いします。

山川委員 今泉委員のご意見に関係しますが、富士山では森林だけでなく地質的な寄与もあると思い

ますが、降水量も寄与していると思われます。付属資料2 p26 では、富士川圏域の降水量が8圏域の平均よりもやや少ないと書いてますが、おそらく富士山自体は降水量が多いと思いますので、語弊がないような記載があったほうがいいと思いました。

付属資料3のほうでは、p23 でかなり詳細な水の流動の計算をされているようですが、実際の水収支や降水量との整合性が、今後重要になると思います。

また、地下水の塩水化について時系列で下がってきているという話ですが、水のくみ上げが減ってきている分だけ塩水化が改善していると思われるので、くみ上げ量の時系列も因果関係的に資料に示せるとよいと思いました。以上になります。

事務局 ご意見いただきありがとうございます。降水量についてしっかりと頭に入れ、水収支の計算についても考えたいと思います。付属資料3内の水収支の計算の数値については、昨年度の太田川圏域においてもいろいろとご意見いただいたところではありますが、この数字については今後計算過程を確認して精査していきたいと思っています。また、おっしゃっていただきました地下水の塩水化についても、その揚水量の経年変化に注目させていただき、計画書の中でも書かせていただきたいと思います。ありがとうございます。

蔵治部会長 はい、ありがとうございます。他はございますか。

藤川委員 水収支について今後検討していただくということで、ぜひよろしくお願いします。

資料1 p8「富士山の伏流水」について、「伏流水」は合わないように感じる。「富士山の地下水」ではだめなのか。伏流水は川から浸透しているイメージであり、富士山は全体的に地下浸透しているようなイメージがあるため、再考していただきたいと思います。

2つ目としては、資料1「④自然環境に関する現状・課題 エ」について、「外来種による」という文言を入れないと文章として成り立たないと思います。「近年、富士川において在来生物の生息・生育・繁殖環境への影響が懸念されている」では、何の影響かが分からないため、「外来種による影響が懸念される」ことが伝わるよう、「外来種」という言葉を入れるとよいと考えます。以上です。

事務局 ありがとうございます。ご意見いただきました富士山の伏流水についてですが、地下水と表現する等、言葉の定義をしっかりと考え、記載したいと思います。

次に、お話いただきました資料1「④自然環境に関する現状・課題 エ」についてですが、四角の中に書かれた文章自体は、協議会・幹事会の中です了承いただいたものではありますが、藤川委員からいただいたご意見を踏まえて、文章の表現を協議会と確認していきたいと思います。ありがとうございます。

蔵治部会長 はい、ありがとうございます。他はございますでしょうか。

谷委員 全体としての感想ですが、富士川圏域は、畜産業もあり、工業もかなり製紙工場を始めとして発達しており、それに対する水利用はかなり多いと思います。全体的に、人為的な水利用について、ほとんど書かれていないと思いますので、水利用という観点からの切り口も、特に富士川圏域では必要なのではないかと考えます。

また、かつての田子の浦の汚染や、富士市の河川類の水質等、富士川では確かに水質は維持されているのかもしれないが、全体の流域では本当に水質が維持されているのかを考える必要があるのではないかと思います。富士川流域ですから、富士川だけを見るのではなく、いろいろな河川を見て、全体的にどうなのかを語らないとあまり策定しても意味がないと考えます。以上です。

事務局 ありがとうございます。谷委員からいただきました畜産業や工業といった、この地域で発展してきたものの水利用について記載が抜けていた部分もありますので、計画の中で補強してしっかりと書かせていただきたいと思います。

また、富士川本川だけでなく流域全体の川について、着目した方がいいというご意見を踏まえ、もっと資料等を集めて計画書の中では反映させていただきたいと思います。ありがとうございます。

絹村委員 付属資料3 p20について、確認させていただきます。富士川用水は、富士宮市の受益があるか確認してもらいたいです。

また、付属資料3 p63について、沼津市も沼川周辺で関係していますが、西浦は富士川圏域でないと思いますので、浮島や愛鷹山の内容に記載を直した方が良いと思います。以上です。

事務局 ありがとうございます。付属資料3 p63については、愛鷹山等の内容を記載させていただきたいと思います。

蔵治部会長 はい、ありがとうございます。本来は、付属資料3について1ページずつ委員の意見を述べる必要があると思いますが、そこまでの完成度に達していないということもありますので全体的な話になります。冒頭にあったように、やはり水量と水質は大きな課題であると思います。そのため、議論する基本である水収支について、今後細かく正しいものを作ってほしいです。

それから、水収支や水量、流量及び地下水位は変動するものであり、変動については過去の時系列データを示す必要があると思います。水量については一部ありますが、渇水・水不足に対応した指標の時系列データはないようである他、地下水について議論する場合、地下水の水質だけでなく、水位や湧水量などの時系列データもあるかと思うので、そのような情報が示されていない点が不十分と考えます。維持流量についても、時系列として示してもらわないと客観的に判断できないため、自然現象の記述として、その点が不足している印象を持ちました。

また、富士川について、委員の皆様のご指摘もありましたように県境を跨いで流れている大きな川だということが最大の特徴だということなので、そこについて何も書かないわけにはいかないとはいいます。例えば、「付属資料6 流域水循環計画の策定にあたっての基本的な考え方について p4」は水循環保全部会で答申して環境審議会で認めていただいたものでありますが、そこには「水の利用範囲は策定流域にとどまるものではない。水が策定流域の範囲を越えて利用されている場合には、個々の流域水循環計画を策定するにあたっては、流域の範囲を越えて水を利用している利水者の意見を考慮することが望ましい。」と記載があります。

山梨県側で取水して、富士川を経由せずに直接海に排水しているということが明らかなため、そのことについては無視することはできないと考えます。これは、大井川や天竜川においても発生することのため、静岡県側として、部会でそれについて粘り強く交渉していく等、メッセージを発することは水量については非常に大事で、それが出来なければ健全な水循環に近づかないことを主張した方がいいと考えます。

森林に関しては、例えば人工林の林齢が偏っているから平準化すべきだとの記載がありますが、そもそも富士川圏域の森林の人工林が何パーセントあるのかについては記載がないため、文章として分からない印象を受けました。

また、付属資料5に整理されている、既に策定されている関連計画は、それぞれ目的があり、水循環の健全な保全ということが目的では必ずしもないため、それぞれのリストの施策と健全な水循環の保全が相乗効果なのかトレードオフなのかを見ていくことが、次のステップだと思います。そういったことが、明瞭に読者がわかるようになっていることが望ましいと全体的に思いました。

資料1 p2の表1では各圏域の地下水涵養量と地下水利用量の表がありますが、表内では伊豆海岸の圏域は「－」表記になっています。地下水涵養量と地下水利用量が「－」というのは、調査をしていないのか、どのような計算をしたのか分からないです。

もう少し細かい点では、例えば、水質でBOD等の項目で、ここの場所でのうなのかという情報が

分かりにくいと思いました。付属資料3 p29 では、海に近いところにたくさん点があり、点が近いと地図上で何があるのか分からなくなっており、水質に関してはそのような図がいくつかあると思いますので、検討いただきたいと思います。私からは以上です。

事務局 ありがとうございます。水量・水質の部分が緊急性を決定する際にも重要な項目だと本圏域ではなっておりますので、今後しっかりと精査をして、また皆さんにご確認いただき、またご意見いただけたらと思います。また、水量や水質について基本的なデータが不足していると思いますので、その辺りなるべく集め、計画の文章が理解しやすくなるようにいたします。

表1について、私たち水資源課の方では、場所ごとに井戸を掘る際にどれぐらいの地下水をとっていいかを定める条例内で定める地下水条例があり、静岡県内全体でなく、水の利用量が多く井戸の利用が多い地域や過去に地下水の障害が起きた地域で重点的に定めている条例です。その条例で取水基準というものがありますが、取水基準を定めるために調査している数字を、表1では使用しております。そのため、表1に伊豆海岸の数字が「－」であるのは、地下水条例の指定する区域でなく、調査を実施していないためであります。本来であれば、水収支の数字を載せたかったところではあります、数字の精査のご指摘をいただいております、掲載することができませんでした。

また、富士川が県外から流れている川であり、メッセージを出した方がいい、主張した方がいいのではないかという点については、富士川圏域の健全な水循環の保全に向けて何か一緒にやっていくことはないだろうかということを今考えているところです。また、今後そこについて委員の先生達からアイデアをいただけるような場があれば、ありがたいと考えております。

事務局 先ほど蔵治部会長から、県境をまたぐということでお話がありましたが、今回の協議会の中で、山梨県側にオブザーバーとして参加していただくことを考え、協議会の方には必要に応じて山梨県側もお声がけする形をとっております。

また、先ほど申しましたとおり、甲府河川国道事務所も協議会に入っており、県境をまたぐというところで情報も得られると思っています。必要に応じて山梨県側もお声がけしながら、今おっしゃられたようなことは今後検討していかなくはないと思っていますので、よろしくお願いします。

蔵治部会長 協議会について、記憶が定かでないのですが、今まで策定した2つの圏域の協議会も行政のみでメンバーが構成されるものでしたか。それとも今回はそのようにしたということでしょうか。

事務局 過去の2回においても行政のみになります。

蔵治部会長 そういうことなんですね。そして、そこには一級河川を管理する国も河川事務所として入っているという理解でよろしいでしょうか。

事務局 はい。河川事務所も入っております。そして、山梨県側はオブザーバーとして必要に応じて参加するということです。

蔵治部会長 承知いたしました。他に何かございますでしょうか。時間があまりありませんが、先ほど冒頭に申し上げたように当初の想定よりもスケジュールがタイトになっているということもあるので、この付属資料3はこれから改善していきますが、細かくても結構なので何か気づいたことがあれば、ぜひ、事務局の方にお知らせいただくのがいいかと思いますので、よろしくお願いいたします。

藤川委員 付属資料3について早急に充実させていただきたいと思います。また、付属資料3 p17の富士山の年降水量の平均が639mmというのは、かなり少ないように感じます。

事務局 出典について、もう一度、確認させていただきたいと思います。

蔵治部会長 山頂は測定がそもそも難しいかもしれませんが、根拠を調べてください。お願いします。

本日ご欠席の委員もおり、ご欠席の委員の分もたくさん意見がおありかなと思いますので、事務局がご意見を聞き取っていただければと思います。

この時点では特にないということで、本日の審議は以上ということにさせていただきますがよろしいでしょうか。

はい。それでは、最後に全体を通してご意見ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは、議事を終了し、進行は事務局にお返しします。

事務局 蔵治部会長ありがとうございます。以上で、本日の次第については全て終了となりますが、お忙しい中ご出席いただきまして、皆様には感謝申し上げます。

第3回部会ですが、一応スケジュールでは9月になっておりますが、遅くとも10月頃には開催をしたいと思いますので、よろしくお願いします。次回は、圏域の理念・目標、施策・指標についてご審議をいただく予定です。また、通常の対面での開催を予定しておりますが、Webの併用で開催をしたいと思いますので、ご出席いただきますようよろしくお願いします。

それでは、以上をもちまして、令和8年度第2回水循環保全部会を終了いたします。本日はありがとうございました。